

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成29年12月11日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成29年12月11日(月曜日)

午前9時58分開議

午前11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補
正予算(第5号)

議案第9号 熊本県農業振興促進審議会条
例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第11号 工事請負契約の締結について

議案第42号 平成29年度熊本県一般会計補
正予算(第6号)

報告第1号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①包括的及び先進的な環太平洋パートナ
ーシップ協定(T P P 11協定)の大筋合
意について

②熊本地震による農林水産業の被害及び
復旧・復興の状況について

③平成28年度の野生鳥獣による被害状況
について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕

副委員長 橋口 海平

委員 西岡 勝成

委員 村上 寅美

委員 前川 收

委員 前田 憲秀

委員 岩田 智子

委員 末松 直洋

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之

政策審議監 福島 誠治

生産経営局長 川口 卓也

農村振興局長 西森 英敏

森林局長 三原 義之

水産局長 木村 武志

農林水産政策課長 千田 真寿

政策監 下田 安幸

団体支援課長 杉山 正三

流通アグリビジネス課長 山下 浩次

農業技術課長 堤 友信

農産園芸課長 大島 深

政策監 上田 慎二

畜産課長 中村 秀朗

農地・担い手支援課長 鳥井 修

首席審議員兼

農村計画課長 村山 直康

農地整備課長 福島 理仁

むらづくり課長 久保田 修

技術管理課長 今田 久仁生

森林整備課長 長谷川 誠

林業振興課長 古家 宏俊

森林保全課長 木下 節夫

水産振興課長 山田 雅章

漁港漁場整備課長 田尻 雅裕

農業研究センター所長 下舞 睦哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐 博

政務調査課主幹 吉田 晋

午前9時58分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから第

5回農林水産常任委員会を開会いたします。

早速ですが、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

○濱田農林水産部長 それでは、着座にて失礼をいたします。

今回提案いたしております議案等の概要について御説明を申し上げたいと思います。

今回提案しておりますのは、予算関係が2件、条例等関係が2件、報告事項1件でございます。

まず、予算関係を御説明いたします。

通常分と職員給与改定分の2つの一般会計の補正予算がございます。

まず、通常分でございますけれども、台風・豪雨関連で被災をいたしました農業共同利用施設や木材加工流通施設などの復旧整備に対する助成、これについて総額9,000万円余の増額補正をお願いいたしております。

また、早期発注により来年度の前半の事業量を確保し、年間を通じた事業執行の平準化を図るためのいわゆるゼロ県債、この設定のほか、繰越明許費の設定もお願いいたしております。

さらに、もう一方の職員給与改定分のほうでは、人事委員会勧告に基づきます給料表の改正などによりまして、1億3,000万円余の増額補正をお願いいたしております。

この結果、補正後の一般会計、特別会計合わせた予算総額は944億円余となります。

次に、条例等関係でございますけれども、熊本県農業振興促進審議会条例、この一部改

正と、八代市の昭和地区の経営体育成基盤整備に係ります工事請負契約の締結でございます。

また、報告事項といたしましては、交通事故に係る専決処分を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

なお、その他報告事項といたしまして、3つお願いをいたしております。先月10日に発表されましたT P P 11協定の大筋合意について、また、毎回報告いたしております熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について、そして3番目は、新しく取りまとめました、平成28年度、去年度でございますが、野生鳥獣による被害状況の3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料（補正予算及び条例等関係）の1ページをお願いいたします。

平成29年度11月補正予算総括表でございます。

補正額(B)欄の一番下をごらんください。

農林水産部全体で、部長からも説明ありましたが、9,700万円余の増額補正で、補正後の総額は、その右隣になりますが、943億3,000万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

次に、恐れ入りますが、お手元の青い表紙のほうになります。農林水産常任委員会説明

資料(職員給与改定分)の1ページをお願いいたします。

6日に追加提案された内容になりますが、職員給与改定分を含む平成29年度11月補正予算総括表でございます。

今回の給与改定は、県内の民間給与水準との較差0.33%を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.20月引き上げるなどの改定を行うものです。

(C)欄の一番下をごらんください。

職員給与改定分補正額として、農林水産部全体で1億3,600万円余の増額補正で、通常分と合わせますと2億3,400万円余の増額補正となり、補正後の総額は944億7,000万円余となっております。

(C)欄の一番上に記載のとおり、農林水産政策課では700万円余の増額補正をお願いしています。

各課の給与改定分補正額につきましても、同様の内容ですので、総括表の補正額の欄に記載のとおりですので、各課からの説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、もとの資料に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

平成29年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

農林水産業費の計で214億9,000万円、災害復旧費で217億5,900万円、農林水産部全体で、一番下の合計欄、432億4,900万円となっております。

農林水産政策課からは以上です。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料のほうは、もとに戻っていただきまして、説明資料の2ページをお願いいたします。2ページでございます。

農作物対策費の農業気象対策事業費でございます。

右側の説明欄のとおり、今回175万9,000円の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、阿蘇火山の降灰量等の調査を県下28カ所で行っておりまして、この調査の委託を行うものでございます。平成30年度当初から継続して調査を実施するために、今回債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

農業技術課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

1段目の農作物対策費につきましては、右の説明欄にありますように、生産総合事業及び産地パワーアップ事業において、過去に取得した施設の壁の一部を撤去することに伴うもの、また、事業費確定に伴う国庫支出金の返納でございます。

3段目の共同利用施設災害復旧費につきましては、右の説明欄にありますように、さきの台風3号により被災いたしました施設の復旧費用について、国の災害査定を経て、予算計上をするものでございます。

最下段の補正額の合計2,860万円余の増額補正でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

資料4ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費で国庫支出金返納金の予算をお願いしております。これは、平成26年2月の大雪に伴います被災農業者向け経営体育成支援事業につきまして、事業実施農業者の消費税の確定に伴いまして、消費税相当

額10万円を国に返納するための予算をお願いするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

5ページをお願いします。

国が、補正予算として、平成29年度ゼロ国債事業の実施を検討しておりますので、県としましても、4事業について、債務負担行為の追加設定を行うことにより、可能な限り国の割り当て額を確保したいと考えております。

2段目の県営かんがい排水事業費としまして、説明欄になりますけれども、第二多良木地区ほか5地区で1億円、3段目の県営畑地帯総合整備事業費としまして、花房中部2期地区ほか2地区で2億2,000万円、4段目の県営経営体育成基盤整備事業費としまして、津留地区ほか10地区で1億2,000万円、それから6ページをお願いします。2段目の農地防災事業費としまして、清願寺地区ほか1地区で5億8,000万円の限度額を計上しております。

以上、農地整備課所管事業の債務負担行為の追加設定は、4事業で22地区、10億2,000万円でございます。

農地整備課は以上です。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料7ページをお願いいたします。

2項目提案させていただいております。いずれも国庫支出金返納金でございます。

まず、2段目、説明欄にございます中山間直接支払事業でございます。協定内の道路改良や河川改修工事等の用地買収等によりまして、協定面積の減が出てまいりましたので、これに伴いまして、国庫支出金の返納を行う

ものでございます。62万円余を計上してございます。

続きまして、4段目の説明欄にございます多面的機能支払交付金でございますが、震災からの自力復旧と通常の活動分の区分によって事業費が確定をいたしましたので、これに伴いまして、国庫支出金の返納を行います。20万円を計上してございます。

むらづくり課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古家林業振興課長 林業振興課でございます。

資料8ページをお願いします。

1段目、林業振興指導費で1,541万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますとおり、梅雨前線豪雨により被災した木材加工流通施設の復旧に対する助成でございます。

次に、3段目、林道災害復旧費で1,221万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますとおり、市町村が施行します林道施設の復旧を助成するものでございます。

最下段で、林業振興課合計2,762万円余の増額補正をお願いしております。

林業振興課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○木下森林保全課長 森林保全課でございます。

資料9ページになります。

単県治山事業で3,850万円をお願いしております。これは、ことし9月17日の台風18号に伴う豪雨によります山地災害2カ所を復旧するものでございます。

説明欄のとおり、山都町の緑川源流地域2カ所の山地災害の復旧でございます。国補助事業の対象とならない小規模なものなど、単県治山事業(県営事業)で復旧しようとするも

のでございます。

あわせまして、債務負担行為の追加1,000万円をお願いしております。これは、球磨村の落石防護柵の緩衝材を取りかえる工事で、ゼロ県債事業として実施をしようとするものです。来年の梅雨どきまでには工事を終えたいというふうに思っております。

森林保全課は以上でございます。

○田尻漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

11月補正の主な内容について御説明します。

予算関係資料の10ページをお願いいたします。

2段目の水産環境整備事業費でございますが、1億7,000万円の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、有明海東地区における覆砂事業で、来年度の施行を予定しております箇所につきまして、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるためには、年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、最下段の単県漁港改良事業費のうち、1の漁港建設管理費で186万円の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、漁港の排水路の整備を来年度予定しておりますが、梅雨時期までに工事を完了させるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

2の漁港漁場施設補修事業で372万円の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、舗装の劣化により、利用に支障を来している漁港用地につきまして、舗装補修を来年度予定しておりますが、越波による用地被害の防止のために、台風時期である7月までに工事を完了させるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

続きまして、11ページをお願いいたします。

1段目の漁港管理費で196万7,000円の補正予算をお願いしております。これは、県管理漁港内に長年にわたり放置されている船舶で、所有者に対し、再三の撤去指導にもかかわらず、撤去されず老朽化が進み、台風や大雨等による転覆、沈没、流出が懸念され、沈没等による漁業活動への支障や、ほかの船舶等に被害を及ぼすなど、特に緊急に対応が必要な船舶について、漁港の適正な維持、保全のため、撤去処分に向けた法的な整理を行うための弁護士費用などの準備経費でございます。

次に、2段目の漁港関係港整備事業費で3億8,000万円余の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、施設の長寿命化対策として、来年度施行を予定しております防波堤の補修及び泊地のしゅんせつ工事につきまして、先ほどと同じく、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるため、水産物供給基盤機能保全事業にゼロ国債の設定をお願いするものです。

3段目の水産生産基盤整備事業費で2億5,000万円の債務負担行為の追加をお願いしております。これは、来年度施行を予定しております残土処理護岸の工事等につきまして、先ほどと同じく、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるために、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鳥井農地・担い手支援課長 続きまして、14ページをお願いします。

条例改正の提案でございます。

9号議案の熊本県農業振興促進審議会条例の一部改正についてでございます。

説明は15ページをごらんください。

改正前の条例の概要ですけれども、この条例で設置します農業振興促進審議会は、農業振興地域の整備に関すること、いわゆる農振

法に関することと、農村地域の工業等の導入促進に関すること、いわゆる農工法に関することの2つを所掌しております。

2番目の条例制定の趣旨ですけれども、今回、農村地域への工業等の導入の促進に関する法律が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正されまして、対象業種が工業等から産業に改められたことなどによりまして、第1条及び第2条の関係規定の整理を行います。

そのほか、第1条の調査審議事項を法律の文言に合わせて明確化いたします。

主な改正内容です。

16ページをお願いします。

第2条の調査審議事項ですけれども、この中で工業等を産業に改めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

17ページをお願いします。

11号議案工事請負契約の締結について御説明いたします。

工事名は、昭和地区経営体育成基盤整備事業第19号工事です。工事内容は、排水機場下部工、工事場所は、八代市昭和同仁町地内です。工期は、契約締結の日の翌日から平成32年2月28日まで、契約金額は、6億2,964万円でございます。契約の相手方は、八代市の藤永・中山建設工事共同企業体、代表者、株式会社藤永組、代表取締役、藤永和広です。契約の方法は、一般競争入札です。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議案を提出しております。

農地整備課分は以上でございます。よろしく申し上げます。

○千田農林水産政策課長 資料18ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分の報告が1件ございます。

19ページの資料で説明させていただきます。

6の事故の状況のほうをごらんください。

本年2月28日に、県南広域本部農林水産部の職員が、出張先から公用車を運転して公署に戻る途中、交差点において、左側から進入してきた相手方車両に衝突し、相手方運転手にけがをさせ、相手方車両に損傷を与えたものでございます。

今回の事故は、交差点に進入する際、交差点手前の側溝工事に係る誘導に気をとられ、一旦停止を失念し、交差点に進入したことによるものであり、職員の過失が大きいことから、双方の過失割合は、県側80、相手方20となっております。

本件は、本年11月9日に、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行ったものでございます。

交通事故につきましては、今後とも発生の防止に向けて取り組んでまいります。

説明は以上です。

○山口裕委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 トータルで説明はありませんでしたけれども、13ページ、各課分の28年度の繰越明許費について一覧表をつけてあります。11月議会で明許繰り越しが確定した分という受け取り方でいいのかということもまず伺いたいと思います。多分年度という形でいけば、3月31日が年度末ということになりますと思いますが、この時点で明許繰り越しをもう設定するという事は、これ以外にも、また2月議会、3月議会には出てくるのかなというふうに思っていますが、まずその説明をどなたかしていただければと思います。

○千田農林水産政策課長 13ページの現在繰越明許費で計上している金額については、現時点で繰り越しを想定しているものでございます。2月議会においても繰り越しを設定するものがあり得ますし、金額は変動することが見込まれます。

○前川収委員 よくわかりました、前提としては。

その中で、災害復旧費がほとんどだろうなという思いを持っておりましたけれども、農林水産業費という形で出ている通常分の、これは予算が214億9,000万ですかね。それから、農林水産業災害復旧費が217億5,900万、合わせて432億4,900万ということですが、災害とのかかわりというんですかね、災害復旧費が、災害だから直接的には災害復旧費というのは直接ここに出てくると思いますが、災害があつてからという前提で通常予算分にも反映しているところがあるのかなというふうに、私はこれを見ながら思ってたんですけれども、その部分が説明できればお願いしたいと思えます。どなたかはわかりません。

○千田農林水産政策課長 先生おっしゃるとおりでございまして、通常分の工事につきましても、災害復旧工事で生じております問題、人材不足ですとか資材の不足等の状況は、通常工事についても影響を及ぼしております、通常工事につきましても、繰越明許費の設定額については高どまりしている傾向にあると考えております。

○前川収委員 こういう事態になっている状況があれば、もちろんちゃんと早く災害復旧をやっていただき、通常工事も農家やその関連の皆さん方が望む形で早く仕上げて実働していくということが、当然目標であるという

ふうに思いますが、ふだんは余り——前の委員会でもちょっと言いましたけれども、繰り越しとか、明許繰り越しとか、事故繰越とか、一般の農家とか一般の県民は耳なれない言葉でありまして、予算がついたのに何でできないのか、そういう不安感があるというふうに思いますので、ここはやっぱり行政サイドできちっと不安解消というんですかね、やれないなら予算はなくなるんですかとかという不安もありますので、そういうことではないということで、ちゃんと災害で——もちろん要件によっていろいろ変わるとは思いますが、災害復旧については、最後までやり上げるということを、しっかり部長さん、覚悟としてお示しをいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○濱田農林水産部長 ここに来て、いよいよ復興も道が見えてきたわけでございますけれども、今委員おっしゃったように、前回は申し上げましたけれども、復興に必要な予算が、ただこの手続上流れていくということは絶対あつてはならないというふうに我々は思っております。必要な予算は、必要の分確保して、いろんな繰り越しあるいは事故繰りの手だてまで使いながら、きちんと熊本の復興の中に使っていくということで、今後ともやってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○前川収委員 以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 11ページ、漁港漁場整備課長にお尋ねしたいんですが、今議会の最終日に、党提案で放置船の意見書を国に上げるように今段取りをさせていただいておりますけれども、牛深の港の船の名前も言っていると思うので、「やしま丸」という昔のマグロ

船、これは、所有者は牛深から福岡に所有権が移転しておりますけれども、100トンを超える船が、もう何年と放置されて、県のほうでも予算をつぎ込んで、浸水した水の排除とか、この前の台風では、横の船に被害を及ぼしたというようなこともあっておまして、もともと漁港であると同時に避難港でもあるもので、ああいう大型の台風が来て、仮にその船のロープが切れて離れて港の中で暴れてしまったら、それはもう大変な被害になるんですけれども、今日までずっと県も努力されて所有者に接触を試みられているようだけれども、仮にそういう被害があったとき、誰が責任をとる。多分、その船を所有する人が、何億とかかる被害を面倒見る、補償できるわけではないと思うので、これはもうその前に何とか対応をしていかないと、仮に事が起きてからそういうことになる、本当に、これは漁民も、船をつくるまで、また、そういう漁具を整備するまで何カ月とかかるような結果になるわけですから、この辺は、もうちょっと何か物事を——私は地元において、もういらいらしながら、夏が来るたび、台風が来るたびに心配しながら、また、県もいろいろ心配されながら、予算も個人の財産のためにつぎ込んでおられると聞くんですけれども、何とか早目に対応策は打てないものか。事が起きてからでは間に合わないと思うんですね。

その辺のことについて、今までもそういう、仮に今熊本県内の港や河川でそういう放置船による災害が起きたのかも含めて、ちょっと課長から御説明いただければ。

○田尻漁港漁場整備課長 過去で起きたかということにつきましては、ちょっとはつきり認識しておりませんで、今のところ、聞いた話では、ないような気がします。でも、詳しくちょっと調べてみないとはいつきりわかりません。

それとあと、先生がおっしゃるように、県としましても、できるだけ早く処理というか撤去指導を——ずっと今まで撤去指導をしてきましたけれども、なかなか撤去をされないものですから、先ほど委員がおっしゃられたように、今年度の台風で隣船に被害を及ぼしたりしているところもありますものですから、県としましても、漁港の管理者としての責任も問われる可能性も出てきました。ということで、早く撤去したいと考えております。それに向けての一応経費ということで、今回の予算を計上させていただいております。

○西岡勝成委員 またいずれ夏になって、台風が来る時期に入るたびに心配しますので、できるだけここに移すなり移転をしないと、これは事が——何回も言いますが、事が起きてからでは、これは大変なことになると思うんですよね。ぜひ、御苦労多いと思いますが、早目の処理方法を考えてやってほしいと思います。これはもう3,000万幾らじゃ済みませんよ。何億円てかかる。

○前川収委員 私は、海のことはよくわからないんですけれども、その船の持ち主が自分の所有権を主張されているうちであれば、それはその人の責任というんですかね、ということだと思いますが、私はもう所有権を放棄しますと言われたら、不法投棄になるんですかね。その捨てるなり捨ててあるという前提。そして、不法投棄であれば産廃、廃掃法の中で、罰則規定も含めて、あるわけですよ。その辺の適用なんてやったことはありますか、県は管理者として。

○田尻漁港漁場整備課長 委員がおっしゃられたように、本人が所有権を放棄して、そのものの価値がない、その船なら船の価値がないというときには、いろんな要件があります

けれども、一応産業廃棄物と該当すれば、委員がおっしゃったように、廃掃法の不法投棄に当たると思います。

あと、過去でそういうことによって処分した例というのはありません。漁港管内ではありません。多分港湾関係でも廃棄物として処理した例はないかと思えます。

○前川収委員 山の不法投棄は、もうがらがらどんどん摘発して、罰則もちゃんと復旧もさせるように県警ときちっと連携とりながら廃棄物の監視活動というのもやってもらえます。不法投棄の監視活動なんかもやっていただけてますが、海も別に治外法権というわけじゃないわけでしょうから、そこは行政の取り組み方の姿勢として、所有権はもうないと、放棄したと、そしたら、もうそれは、じゃああなたは放棄したと、これを捨てたのは誰と、あなたが捨ててそのまま放棄したんだから、これはあなたの責任ですよと、廃掃法ですよということを言わないと、多分今の法律とか今の取り組み方では、もう誰も処理しないんじゃないですか、持ってる船を。誰かが売って買ってくれる船ならいいけれども、買わない船で価値がないと思っているんだしたら、全部どこかに捨てて海に捨ててしまうと、これはもう完全に不法投棄ですよ。産廃法、廃掃法上の違法行為ですよ。

でも、それをいまだかつて一度も摘発したことがないということそのものも、やっぱり私は問われるんじゃないかなと思う。やっぱり踏みこんでいってやらないと、まずはやっぱり所有者責任というのがあるはずですから、経済行為として使ったものでしょうから、その船というのは多分。レジャーボートは知りませんが、そういうことがあればやっぱりちゃんとやらないかぬし、それとプラス、車みたいにリサイクル料金を船を買うときに前乗せする、前払いするとか、それは、法律上のこれはもう後追いですからね。

今あるのには当然間に合わないわけでありますから、法的にきちっと照らして、山ではだめだけど海はいいなんて話は聞いたことないわけですから、そこはやっぱりちゃんとやるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○田尻漁港漁場整備課長 今回の件につきましても、今廃棄物の認定に向けたところでやっていますのでございます。今後も、廃掃法でいくのか、漁場漁港整備法でいくのかという問題がありますものですから、そこを詰めるためにも環境部局と十分協議を行いながら進めていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 他党の先生方もいらっしやいますので、県下に2,000隻だったかね、超える船がいるんですよ、そういう不法投棄みたいな状況が。そういう状況、要するに漁業者も後継者がいなくなっている、プラスチック船でしょう。そういう流れがあるので、今回最終日に国に意見書を出しますけれども、他党と一緒に国に意見書が出せますようにお願いをしていきたい。

○前田憲秀委員 まさしく何隻ぐらいあるんですかとお聞きしようかと思ってたんですけども、2,000隻ということで西岡先生からありました。

先ほど、この11ページの190万は、弁護士費用ということで御説明がありましたですね。やはり、この法的に段取りをとらないといけないんですか。今2,000隻というお話があったんですけども、全てそう一応通告をして、相手の反応を見て、それでも動かぬだったら弁護士で対応という形にならざるを得ないんですか、今の現状としては。

○田尻漁港漁場整備課長 行政が代執行を行う場合というのは、やっぱり法的にきちんと

定めて手続をとっていかないといけないと思いますので、そのための弁護士費用と考えております。

○前田憲秀委員 わかりました。

先ほど御質問にもあったように、例えば同じ漁港内にいる通常の船に台風等で影響を与えたとかした場合は、もうその当事者間の責任になるわけですかね。損害云々のやりとりは。

○田尻漁港漁場整備課長 通常は、やっぱり当事者間だと思います。基本的に、やはり船というのは、廃船までは個人で管理してもらおうというのが原則でございますので、やはり漁港内にとめてあったとしても管理はきちっとしていただくということで、個人間ということで考えております。

○前田憲秀委員 わかりました。

それと、あと1点だけ。その2,000隻という数字があったんですけども、所在が不明というのは、そのうちどれぐらいあるんですかね。

○田尻漁港漁場整備課長 2,000隻というのは、県内の海岸、港湾、漁港等とか河川も含めて泊まっている放置船の合計でございます。その中で、済みませんけれども、所有者不明が何隻あるかというのは、ちょっと済みません、把握しておりません。

○前田憲秀委員 わかりました。

いわゆる県の管理の漁港内とか、そういうところでないと把握はできないということですよ。はい、わかりました。結構です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで付託議案に対する質疑を

終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第11号及び第42号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 はい。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(TPP11協定)の大筋合意について説明させていただきます。

こちらの資料、上2枚が全体の総括的な概要、3枚目以降が品目別の定性的な影響予測となっております。

1ページをごらんください。

TPP11協定の概要及び合意概要になりま

す。

11月10日の大筋合意により、米国の離脱はありましたが、下段左の円グラフにありますとおり、世界のGDPの12.9%、人口の6.9%を占める経済圏が設立されることとなりました。

従来のTPP協定のうち、下段右側にあります知的財産分野を中心とします20項目について、米国離脱中は適用しないとされましたが、下段の中央にありますとおり、農産物等関税分野は従来の内容を維持されております。

2ページをごらんください。

熊本県産農林水産物への定性的な影響予測の概要になります。

下段の表が、主要な農林水産物について、合意内容及び影響予測を整理したものになります。下線つきで赤字での記載の部分は、米国離脱により適用されない部分となります。

総じて見れば、上段囲みの中の2つ目の丸ですが、米の米国輸入枠7万トンが適用されなくなること、また、日本の輸入量の多くを米国産が占めている品目、オレンジや野菜、鶏肉等は、他国からの輸入増加が見込まれないことから、当面の影響は、米国を含むTPP12に比べ軽減されると考えられますが、1つ目の丸をごらんください。離脱した米国にかわって、輸出余力がある他の参加国、牛肉は豪州、豚肉はカナダ、乳製品は豪州、ニュージーランド等といった国からの輸入量の増加のおそれがあることから、本県の農林水産業への影響は、引き続き大きいと考えております。

3ページをごらんください。

今後の想定されるスケジュールです。

左に記載のとおり、早ければ平成30年2月の署名、平成31年の発効を目指すとしております。発効には6カ国以上の国内手続が必要とされており、日本では来年春の通常国会の手続が見込まれています。

右側は、国内対策について、11月24日に改定されました総合的なTPP等関連政策大綱、概要が右下の表になりますが、こちらに沿って、平成29年度補正予算が措置される見込みであり、従来のTPP対策に加え、日EU・EPA対策として、チーズ原料乳の低コスト化や構造用集成材の競争力強化など3,000億円程度の規模が見込まれております。

なお、左側のスケジュールの表で、参考で記載しています日EU・EPAについて、12月の最後に大筋合意と記載しておりましたが、報道のとおり12月の8日夜にEPA交渉が妥結しておりまして、記載内容とずれが生じておりますので、訂正させていただきます。

以降は、重要5品目としての米、麦、豚肉、牛肉、乳製品に加え、本県で生産が盛んなかんきつ、野菜、鶏肉、鶏卵、林産物、水産物を加えた11種類についての影響予測を掲載しております。説明は割愛させていただきます。

次に、農林水産常任委員会報告資料、(2)熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について説明させていただきます。

資料の3ページ以降、9月議会後の事業の進捗状況について、10月末現在を基本として朱書き訂正しております。

1点だけ御紹介させていただきます。

3ページをごらんください。

9月の常任委員会で御質問をいただきました被災農家の早期再建のための経営体育成支援事業の未契約案件の解消に向けた取り組みの状況です。

下段のほうをごらんください。

委員の皆様には、さきにお知らせしているとおりですが、請負業者が決まっていない農家への業者リストの提供や業者への協力要請などマッチング支援に取り組むとともに、平

成28年度申請分の繰越事業については、当初見積もりより増嵩した掛かり増し経費について、復興基金により支援を行うこととしています。

こうした取り組みにより、9月末時点で258件あった28年度申請分の未契約案件は、11月10日で残り46件となるまで契約締結が進んでおります。

今後、新たに取りまとめた29年度申請分の97件を含めて、引き続き未契約案件の解消に取り組んでまいります。

農林水産政策課からは以上です。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

同じく、別冊でお配りをしております常任委員会報告資料、(3)平成28年度の野生鳥獣による被害状況について御報告を申し上げます。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

右下のグラフをごらんいただきたいと思います。被害状況のグラフでございますが、22年度の8.5億円、これをピークに減少基調でございます。ここ数年、5億円前後で推移をしてございます。直近の28年度の実績といたしましては、5億円ということで前年度より減少をいたしてございます。

左の概要の枠の中をごらんいただきたいと思います。

鳥獣別に見ますと、イノシシが過半55%を占めてございます。それに鹿、カラスを加えますと、全体で90%を占有するという、そういう状況でございます。減少傾向でございますが、右上の表にございますとおり、鹿の被害が対前年比118%と増嵩して、カラスを抜いて2位の被害額ということでございます。一方、ヒヨドリにつきましては、昨年度飛来数が少なく、被害額についても、対前年比68%と大幅に減少をしておりますのでござい

ます。

あけていただきまして、2ページ、管内別に被害の状況を確認いたします。

上の表でございます。被害額の大きい管内順に27年度と28年度を比較してございます。増減の主な管内について御説明を申し上げます。

まず、増加した管内、県内で最大、八代管内でございますけれども、イノシシによる露地野菜等の被害というのは大幅に減少してございますが、そこにはございますピンクの色でございますけれども、新たに鹿の被害が増嵩してございます。これは、ショウガの畑に鹿が侵入して被害が増嵩したというものでございます。

続きまして、阿蘇管内でございます。

イノシシ、猿による水稻等の被害は横ばいでございますが、こちら、鹿によりまして、飼料作物の被害、こちらが増加をしてございます。

続きまして、減少の管内でございます。

熊本管内、県央管内でございますけれども、全体としては減少傾向の基調でございますが、カラスによる麦類の被害、水稻作付不能で麦類畑作がふえてございます。そちらのほうへのカラスの被害が増嵩したと市のほうは分析をしてございます。

続きまして、宇城管内、防護柵等の整備がかなり浸透して、イノシシによる果樹等の被害、大幅減少をしてございますが、依然として高い状態ということでございます。

続きまして、グラフの下のほう、円グラフでございます。

作物別に見ますと、果樹と野菜、全体で3分の2を占める状況でございます。

右下でございます。森林被害の状況でございます。

1,000ヘクタールほどで近年推移をしてございます。依然として高い状況、若干減少傾向でございます。

あけていただきまして、3ページでございます。

鳥獣被害に係る関連データ、捕獲頭数、防護柵等の設置状況、狩猟免許合格者数でございます。個々の数値についての説明は省略いたします。

全体としまして、「えづけSTOP!」地域ぐるみの鳥獣被害防止対策というのを23年度から推進をしておりますが、その効果の発現は見られると。全体的に減少の一方で、先ほど申し上げました鹿によるショウガ等の被害とか、カラスの被害増とか、新たな被害も発生するというところで、被害の実態というのは多様化をしております。

先日の議会一般質問でも鳥獣被害防止対策に対する県の取り組み方針についてお尋ねがございましたが、これまで進めております「えづけSTOP!」地域ぐるみの防止対策を進めます一方、捕獲の重要性というのもございます。捕獲との組み合わせも推進しながら、新たに強化月間を設けまして、市町村等の関係機関と一体となり連携を強化しまして、有効な取り組みを今後も進めてまいりたいと考えてございます。

むらづくり課の報告、以上でございます。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 先ほどのむらづくり課、鳥獣被害に関してですけれども、5億円余りで被害額は減っているという御報告でございました。そして、3ページにも捕獲頭数の表がありますけれども、特にイノシシに関してちょっと特化してお尋ねしようと思うんですが、イノシシの捕獲数はずっと年々ふえているんですけれども、被害額も減って捕獲頭数もふえたということは、イノシシは減少しているというふうに見てよろしいんでしょう

か。

○久保田むらづくり課長 国が示しておりますというか研究データで御報告申し上げさせていただきますと、イノシシの頭数は、従前に比べると、倍近い生息頭数というのが統計上あるということでございます。その原因として、いわゆる気候温暖化、非常に気象条件がよくなったというのに加えまして、いわゆる捕食、餌の環境ですね。冬場の餌の環境が非常に、いわゆる食料、捕食の環境としてはよくなっているということで、生息頭数は、繁殖能力もふえて、それでもって倍増になっているという、そういうデータでございます。

それで、捕獲もかなりふえてございますけれども、国のデータによりますと、仮に、その捕獲、狩猟等によって半減、半数になっても、その繁殖能力は非常に高くなっているということで、1年後には復元するというところで、かなりイノシシの頭数については、今後計画的に生息頭数を減らしていくような、そういう対策が必要だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

西区の松尾地区に一回お邪魔したときには、個人宅のイノシシ被害はもうやっぱり年々ふえているということなんですね。人的被害は、私は特に多くは聞いてないんですけれども、今おっしゃったように倍増ということで、農産物の被害額としては少なくなって、防護柵だとかさまざまな施策があつてのことだと思うんですけれども、その人的被害、そこら辺の、どうなんでしょうか、農林水産と、どこになるのかあれですけれども、そういう連携といいますか、そういったのは何かあるんですかね。どうでしょうか。

○久保田むらづくり課長 先ほどお話し申し上げましたとおり、これは庁内連携をして取り組むという認識がございまして、平成23年度に庁内の鳥獣被害防止対策のプロジェクトチーム、こちらを、いわゆる防犯の関係もございまして、警察本部のほうも参画をいただいて、もちろん自然保護課とか、環境問題もございまして。全庁的に関係課で構成をして、今プロジェクトチームを動かしておるところでございます。

その中で、今委員お話しされました、捕獲でいわゆる生息頭数を減らすような地域ぐるみの対策に加えて、当然人里にもあらわれますので、いわゆる防災上、捕獲、狩猟というのも必要でございますけれども、いかんせん、そういったところには偶発の事故というのも心配でございますので、そういったところについての規制については、警察本部あるいは自然保護課、そういったところと組みながら今後も進めてまいるといところで、特に農地と近郊住宅地が隣接しているような混住地域、この辺のところでのいわゆる人的被害といいますか人への影響、こういったところについては非常に難しい問題があるというふうに考えておりますけれども、そこは連携をして、そういった事故が間違っても発生しないように対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ぜひ連携も強化していただいて、通学路でも今出没という話も聞いておりますので、しっかり強い連携をまたお願いしたいと思います。

以上です。

○村上寅美委員 金峰山があるな。免許取ってる。金峰山は、一の岳、二の岳、三の岳であるわけですね。金峰山で免許取って、二の岳、三の岳も撃てるの。鉄砲。

○久保田むらづくり課長 お答えします。

狩猟については、例えば市町村の管轄ですね。そういったところでの許認可ということになってございますので、エリアといいますか、行政区域内であれば、そこは問題ないかというふうに考えてございます。

○村上寅美委員 ないかじゃなくてね、一の岳で取ってたい、二の岳、三の岳へ逃げていくわけたい。そうすると、私の調査では撃てないというごてなつとるもん。そこの猟の免許を持っている人は、二の岳は二の岳の人が撃つ、三の岳は三の岳の人が撃つということで、外から撃てないというごてなつとるわけたい。この辺がどうかなと思うとたいね。やっぱり逃げ込むから。だから、こっちは必死になつとるわけたい、松尾から金峰山は。二の岳逃げ込む、三の岳逃げ込んだ場合たい、逃げ込んでしまうわけたい。

だから、市町村という話も聞いたから、県を通じて市町村のほうにも話して、市町村でそれを撃てるように、市町村と地元との協議でというような返事はもらったけど、その辺はもうちょっとちゃんとした行政指導を県から欲しいなという感じたいな。こっちで悪こつしたっちゃ、こっち行ったならよかていうごたるふうで、人間で言うなら。そっじゃあもうね、北朝鮮に逃ぐるごたるふうで、法律もあつてなかがたるふうじゃいかぬと思うから、その辺は強力に指導してもらいたいと思うから、答弁がなかったら要望で結構だけだね。検討してちょうだい。

○久保田むらづくり課長 今委員がおっしゃられました、いわゆる狩猟できる区域の問題と、あとは時期ですね。こういったところについても、いろいろとそういったところは御要望いただいております。自然保護課あたりと、関係部局とプロジェクト

を通じて、その辺の要件緩和、効率的な捕獲、その辺についても今後検討を重ねてまいりたいと。

○村上寅美委員 今後検討ぐらいじゃいかぬとたい。出さなきゃね。

○久保田むらづくり課長 引き続きやってまいりたいと思います。

○村上寅美委員 時間な待たぬとだけん、1年サイクルだから。もう春夏秋冬で時期が来ておらぬというところじゃなかつただけん。よかつから食うわけたい、こやつどんが何でも。いや、本当に。前はミカンな食いよらんだったばってん、ミカンも食うごつなつたもんだだけん。

○久保田むらづくり課長 それと、委員から先ほど出ました、要するに、その区域で、例えば捕獲とかいわゆる防止柵をするとほかの区域に逃げるといふことで、これはもう確かに向こうも生き物でございますので、食料を求めて越えていくと。

○村上寅美委員 わかつとつたい、そんなら。

○久保田むらづくり課長 申し上げたかったのはそういうことですので、やっぱり個々の農家だけの努力じゃなくて、地域ぐるみでしっかりこういった取り組みの範囲を広げていくと、こういうことを進めていかないと、なかなか生息頭数も減らないと、知らないうちに、無意識のうちに結局収穫した後の田畑、そこがいわゆる餌づけの場になつるといふようなこともございますので、粘り強くその辺については捕獲と組み合わせながら進めてまいりたいと思っております。

○村上寅美委員 お願いします。

金峰山で2,000頭とりよるてたい。2,000頭とるばってんな、さっきあんたが言ったように倍ふえてきよるて。減らぬて。だけん、これはもうもとを何とかしなきゃいかぬということだから、逃げ込んでよそで太るならあれだけん、やっぱり猟の免許とか届け出とか、市町村がやりますじゃあなくて、県がやっぱり強力な指導体系をとってほしいと思うな。要望しとく。部長、要望しとくけん。部長はおらぬとか。

○山口裕委員長 いや、おります。

○末松直洋委員 済みません。関連ですけれども、この鳥獣被害の2ページのグラフ、地域別被害額の推移ということで、27年から28年の中で、菊池、鹿本、芦北地域が極端に少ないんですよ。菊池も鹿本も芦北も山奥深いと思うんですけども、何でこの地域だけが極端に少ないんですかね、被害。

○久保田むらづくり課長 先日の議会答弁、一般質問でもお答えしましたとおり、非常に、鳥獣被害のこういった防止柵の設置とかそういったところについて積極的にやっている優良事例も御紹介申し上げましたけれども、そういった対策と地域ぐるみの活動が進んでいる要因も一端としてはあるかと思っております。

○末松直洋委員 一般質問のお答えの中にも、来年度は、強化月間を——今の中にもありましたけれども、やるということではありますが、どのような形で強化して捕獲していかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○久保田むらづくり課長 早速準備を行って、年度末までにぜひ開催をしたいという

ころで、今予算も含めて進めておるところで
ございます。

大きく2つございます。

まずは、先ほど村上先生のほうからも御質問
がございました、地域ぐるみのその意識の啓発
ですね。これをやっぱり、その集落の中で、農家、
非農家も含めて防災対策というのもございま
すので、地域の中でしっかり、そちらのほうに
侵入をしない、人に危害を与えないというこ
とを進めていくと。しかも、先ほどお話しし
ました収穫の後の田畑の残渣、それが無意識
のうちに餌づけにつながると、そういった意
識をしっかりと啓発していくようなところを
強化月間の中でさらに県内に広めていき
たい。

もう一方では、そう言いつつも、やはり直
近の問題として、被害が目前で起こってご
ざいますので、そういった現場でのいろんな
実地の指導ですね。例えば、対策をしてない
ところであれば、こういったところにこうい
う設置が効果があるとか、あるいは、設置
をしているところであっても、なかなか十分
にその施設が活かされていないような現場
もございますので、そこに専門家を招聘
をして、ここはこういうふうに改善したがい
いよといったところをやる。あるいは、先
ほど申しました田畑のそういう無意識の餌
づけにつながっているようなところ、そうい
ったところについても一掃するようなそうい
った活動とか、そういったのも含めて強化
月間というところで、今のところまだ案で
ございますけれども、しっかりそういったと
ころを整理をして、また御説明、御助言を
いただきながら進めてまいりたいというふう
に考えてございます。

○末松直洋委員 その強化月間の中で、例
えば被害がひどい八代とか宇城、熊本市
あたりを集中的にやるというようなことは、
今のところ考えてない。

○久保田むらづくり課長 そこは、ぜひ管
内、県内全域にやって、特に被害の大きい
ところをまず重点的にやっていくと、そう
いったのも一つの方法かと思っております。
それも検討してまいりたいと考えてござ
います。

○末松直洋委員 よろしくお願
いいたします。

それともう1つ、その他鳥獣の被害
の中で、カモの被害が——私の宇城地
域にはレンコンが植えてあって、今レン
コンはくわで掘らぬで水の水圧で掘る
んですよ、ばあって。昼間はカモ1羽
もいないんです。夜になったら何千羽
も飛んできて、田んぼの中に潜って
レンコンを食べるんですよ。その被害
がかなりある。このレンコンの被害が
今のところ調査されているのかどうか
をお聞きしたいと思います。

○久保田むらづくり課長 鳥のほう
は、先ほど申しましたカラス、それとヒ
ヨドリが主に鳥獣被害の代表的なと
ころでございまして、カモの実態につ
いては、正直なところ詳しいところは
把握をしてございません。そういった
被害も含めて、また新たな被害の一
つということで、そこはしっかり勉
強したいと思っております。

○末松直洋委員 なかなか対策が
難しいんですよ。網を張っても網の
下から入ってくるし、鳥だから鳥
目だろうと思っただけなんですけれど
も、夜、コウモリと一緒に、もうば
ん飛びよる。本当、北朝鮮に帰っ
たらいいんですけれども、なかなか
今北朝鮮も厳しいので帰らぬみ
たいで、やはり宇城でも何千万単
位の被害が出ていると思いますので、
ぜひ調査をお願いいたします。

○西岡勝成委員 今のところ鳥獣の農作物の

被害ということで聞いておりますが、この鹿とかイノシシが、要するにマダニ、この被害を、私は、この前、天草の保健所に聞いたんですけども、天草でも死亡者が出てる。私も、恥ずかしながら、5～6年前、マダニにやられて、ウイルスじゃなかったからよかったんですが、要するに里山がなくなって、だんだん人家と野生の動物が近くなってきて、鹿とかイノシシには、えらいマダニがついとるそうですね、足とかなんとかに。そういうのがやっぱり近くに来て、ウイルスを持ったら死に至る。全国的にも何人か亡くなられておるんですけども、やっぱりこれは徹底的に対策を打っていかないと、これは農作物だけではなくて、ウイルスを通じて人にも——鳥も同じなんですけれども、影響を及ぼしてくる可能性があるんで、この辺は、やっぱり地域の人口減少の中で、どうにか対策をやっぱり強化してやっていかないといけないと思いますので、ぜひ、その辺は全庁的と先ほど言われましたが、衛生的な面も含めて、ぜひ対策を強力に進めていただきたいと思っております。

○山口裕委員長 要望ということで。

○西岡勝成委員 はい。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○末松直洋委員 農地整備の件であります。熊本地震で大きな被害を受けた阿蘇地域とか、大規模な農地整備、農地復旧は、この予算の中でされていかれると思いますが、小規模な被害、例えば1枚の田んぼの中で、やはりこっちは下がってるけれども、反対側はそのままだったということで、水を張るときに、やはり均等に水が張れないということがあります。

そんな中で、やっぱりトラクターによる農

地整備だけでは、到底高低は直りません。もとなりませんので、例えばレーザー整地によるトラクターとかもあるようですので、そこら辺——まあ農家がとても買うことはできません、高額で。そこら辺の、例えばリースとかを使って農地整備をしていくようなことを今後考えられてるかどうかをお聞きしたいと思います。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

小規模な農地の災害復旧事業につきましては、今基金事業のほうで自力復旧事業というものをつくっております。その中で、いろんな人件費だったり機械のリース代だったり、そういうのを出せるようになっておりますので、そちらのほうで対応できるかと思っております。

○末松直洋委員 レーザー付きのトラクターみたいなのを借りることができるんですか。

○福島農地整備課長 できます。

○末松直洋委員 それは、どこに大体借りればいいんですかね。

○福島農地整備課長 済みません。どこで借りるかまでは、ちょっとまだ相談があったことがないので、ちょっとうちのほうで場所を当たってみたいと思っておりますけれども、今のところまだ相談があっておりません。

○末松直洋委員 そういう要望がうちの地域にもありますので、例えば3反ぐらいの田んぼだったら2時間ぐらいでできますので、どんどんその地域ごとに整地をしていくとか、1軒ではなかなかリースすることが厳しいので、例えば地域ぐるみでやっていければなと思いますので、ぜひ、そういった機械を持っているところを御紹介いただければと思いま

す。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで私のほうから、1つ発言、御提案させていただきます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会ホームページに公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みが進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様にお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、このように取り扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かありませんか。

○前川収委員 私の地元のことで恐縮ですが、私のところだけじゃないと思います。メガソーラー発電所というのが、私のところは、大津から菊池にかけて鞍岳山麓の丘陵地帯に大規模なやつがもうすごい量できてます。とても私は心配してますし、下流域の皆さんからも苦情をいただいておりますが、基本的に、多分あれだけの開発をするんだったら、山であれば林地開発の許可が当然要ると思ってますし、牧野であっても何らかの開発行為というものの許可が要るんだろうというふうに思います。

ソーラー発電所をつくれというのは国の政

策かもしれませんけれども、それは、当然その後、あれ20年で多分採算性はなくなってしまう。要するに、固定買い取り制度というのは、FITは20年で終わるわけですから、20年たった後に、かの地がどうなっていくのかが全く私は見えてません。

例えば、林地開発であれば、再造林をもう一回してくれと、20年間はいわゆる林地開発を認めましょうと、20年終わった時点で、もう一回植林して山に戻してくださいというような林地開発の許可の方法とか、それから、牧野であっても、またもとに戻すというような手はずが打たれているのかがどうかがまず1つです。

それと、見た目もちろんですけども、一番怖いのは、やっぱりああいいう山腹に集中豪雨が来たときに、もう保水力がほとんどないですね。もう全部表面はつるつるですから、ソーラーパネルというのは、パネル自体が保水力がないんですから。それがもう一面に敷き詰められてしまってます。

聞くとところによると、水をためる調整池というのをつくれという話になっているようですが、現に現場を見ると、これで本当にその機能が果たせるのかというぐらいの、池というか、ただ少し素掘りしてあるだけであって、こんなので本当にその調整機能が果たせるのだろうかというような状況です。

僕らが一般的にイメージする調整池というのは、工業団地等をつくったりしたときには、それから、大規模圃場整備をやる時も、必ず平地にきちっと掘り込んで、土のうとか、土でとめるところもありますけれども、それなりにきちっとつくっているんですね。山のところを見にってください。ほとんどそんなのはないです。どこが調整池かわからぬという状況です。

そういったときに、本当に雨が降ったら下流域にある河川は多分大混乱してしまう、大災害を誘発する、起こしてしまうということ

につながるんじゃないかということで心配をいたしておりますが、現状の許可において、調整池とか、それから20年間のFITでほとんどあれはやっているわけですから、20年後はどうなるのかについて把握がしてあれば、ぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○木下森林保全課長 林地開発許可を所管しております森林保全課でございます。

今御質問2点あったかと思っておりますけれども、まず、第1点目の20年後の土地利用についてきちんと指導しているのかというお尋ねかと思っておりますけれども、現状、今の開発許可制度では20年間の土地利用の形態について許可をしておりますので、20年後まで見据えて、その後どうするんだといったようなところまで審査項目としては入っておりません。

2点目でございますけれども、調整池について、かなり危ういような場所があるんじゃないかという御指摘でございますけれども、うちの許可制度でいうと、1ヘクタールを超える森林の開発を行う場合については一定の基準がありまして、その基準をクリアするように調整池を設定させております。

例えば、益城町にあります益城インターナショナルの跡地でございますけれども、ああいったところでは、50メートルプール5個分ぐらいの広さの調整池を2カ所設定させておりますし、大津町の大規模なやつについても、3段構えだったと思っておりますけれども、調整池を設定しております。ただ、場所によっては、規模も要件もありますけれども、場所によっては調整池が要らないと。この調整池が要らないというのは、下流河川の流下能力が大きくて、調整池の容量が小さい、もしくは調整池の設定が必要ないといったような場合もございます。これは場所場所ですら違うというのが1点と、もう一つは、規模要件にもよって違うということでございますので、うちの林地開発許可制度では、その許可要件に従

って、水害、災害のおそれはないことということが条件でございますので、そのところは、今までもこれからも指導をしていくということになるかと思っております。

○前川収委員 牧野は。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

農地転用の中で、採草放牧地につきましても、山間部のほうで、太陽光発電のためのということで転用許可申請が出てまいります。農地転用許可制度上、委員のお尋ねの20年後の復旧ですとか、そういったことについては制度的にありませんけれども、他法令、例えば今お答えしました林地開発ですとか国土利用の開発ですとか、そういったものの許可をしっかりと確認して、災害が起こらないような形でしっかりと許可上留意してまいります。

○前川収委員 牧野の農地転用のときの開発許可には、調整池は要らないんですか。

○鳥井農地・担い手支援課長 済みません。農地転用上は、そういう許可の要件にはございませんので、ほかの林地ですとかそういったところの林地開発とかの制度を確認していくということになります。

○前川収委員 牧野だったら、山じゃないんだから林地開発じゃないでしょう。牧野だったら農地転用すればいいわけ。

○鳥井農地・担い手支援課長 大規模開発ですとかそういったものの他法令の許認可ということでございます。

○前川収委員 とにかくもう遅いような気持ちもしますけれども、20年後はあれはどうなるのか、非常に心配しております。多分しっ

かりした企業がやってくれればいいかもしれませんが、さっきの廃船の話と同じで、船の話と一緒に、20年間設置して、もう利益を生まなくなった、仮にですよ、利益を生まなくなったソーラーパネルが、設置者の責任できちっと撤去されて復旧されるとは、私は思えません、どう考えても。してくれたほうがいいんですよ。してくれるべきだと思っていますが、そうならないんじゃないかという心配をしております、そこに網も何もかかってないですね。何もないわけです。つくったままで。地権者は貸してますと、家賃だけは20年間はもらえて、その後も家賃だけはもらえるのかもしれませんが、撤去しないならば。あれ、多分ほとんどが賃貸契約だと思いますから、賃貸契約の中で原形復旧をして貸すとか、そういうのを確認かなんかしてもらわないと、あ後はもう大変なことになりますよ、あれ。

それから、調整池も素掘りだから今はいいでしょう。10年後、20年後、埋まってないか、必ず毎年見てくださいよ。泥の中だったら、全部土砂が詰まってきて、一雨で埋まりますよ。50メートルプールぐらいだから、あつという間に一雨で埋まってしまいますよ、土砂が流れたら。それが調整池ね。御存じでしょう、そういうことは。つくったときはそれでいいかもしれぬけれども、20年間そのまま、20年間じゃないですよ、あれ多分ずっと未来永劫あのままの可能性すらあるわけですから、毎年検査に行つて容量が減つたら、もう一回掘れと、きちっと。調整池の容量確保というのは当然でしょう。つくるとき要件じゃないでしょう。つくった後もそれを維持されるべきでしょう。きちつとはかつて容量があるかどうか調べてください。容量が減つたら、もう一回掘り直させてください。下流の人はたまつたもんじゃないですよ、本当に。まだ大規模災害が起きてないからいいけれども、災害が起きたら許可権者の責任と

言われることになるかもしれませんよ。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○村上寅美委員 ちょっと関連するけど、許可をするとき、20年でしょう、今言われたように。20年の担保とか20年の契約ならば、20年後は原状復帰ということ、原状、もとに戻すというようなことは条件につけられぬと、それは。ついてないというようなさっき話だったけど、それは、許可するとき、原状復帰と、20年後は原状復帰ということ、できないの、それは。今両方とも課長が2人言ったけど、それは野放しみたいになつるように僕は聞こえたけど、それはおかしいと思うな。

さっきの前川委員のあれとも関連してくるけど、それは許可をするとき、20年だから、もうちゃんとわかつとるわけ。20年後は原状復帰すると。それは多分市町村になると思うけど。だから、市町村か組合かわからないけど、そこでそのままいいというような話になれば、それはしなくていいかもしれぬけど、原則は原状復帰ということ、僕は認可の状況で出すべきだと思うがな。どがんね。難しいの、これは。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地法上、転用後のことについて、20年後原状復帰することということは……。

○村上寅美委員 聞こえぬ、聞こえぬ。

○鳥井農地・担い手支援課長 はい、申しわけございません。

20年後といいますか、太陽光の設置が終わつた後にもとに戻せということにつきましては、一部、一時転用でする部分を除きまして、そこについて制度的にはできません。あとは、所有者の方とそれから設置者の契約に

なると思っております。そこはまたちょっと勉強させていただきます。

○濱田農林水産部長 今前川先生、村上先生、両委員から御指摘をいただきました。

確かに、我々も、この国策とはいえ、メガソーラーがここまででき上がってきて、そして、もう皆さん方御存じのとおり、すごく目立つところに大規模に今パネルが設置されているという状況がございます。

今前川先生からいただきました御指摘は、もうごもっともな御指摘なんです。ただ、これについては、国の許認可制度、あるいはメガソーラー、新エネを考えたときの策の中にそこまでを予想した規制策というのがセットされていないかったというのもまた事実であります。

ただ、そうは言っても、我々としては、行政としては責任もございますので、ここは一旦、この大規模のメガソーラーの状況について、まずは現状を把握させていただきたいというふうに思います。その上で、国に対して、今後こういった許認可をするときに条件をつけられないかという法制度の問題、そういったものがどんなのが必要かというのをちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

そういったところで、ちょっとお時間をいただいてさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山口裕委員長 じゃあ、それはよろしく願いします。

○西岡勝成委員 たびたび済みません。

農産物と水産物、それぞれ将来期待をできる産物2点についてお尋ねをしたいと思いますが、村上委員の地元の河内晩カン、今は主産地は天草になっております。私、姿形が余りおいしく見えぬものですから、去年初めて

食べました。焼酎ロックにすると最高ですばいということで、私はもう癖になって、ある間中、ミカン1個と焼酎1合、ロックで飲むんですが、こんなにおいしい、香りもいいし。見かけは悪い、そして安い。

これ、ある牛深の業者に聞いたら、個人で冷蔵庫に1,000トン入れて、徐々に販売されている方がいらっしゃると。先見の明がある。かなり前からされている方がいる。JAは500トンぐらいしか扱ってないでしょう。天草で大体3,000トンぐらいできるらしいんですけれども、そういう方がいらっしゃる。これはもう将来、私は有望な産品になる。量はたくさんできるし、中身はおいしいし……。

○村上寅美委員 手入れは要らぬしな。

○西岡勝成委員 うん。これは、この戦略をどう考えておられるのか聞きたい。

もう一つは、水産のほうですけれども、ヒトエグサです、アオサノリ。

きのうは、結婚式で、天草のそういう海藻屋さん全部集まるところでいろいろお話を聞いたんですが、何しろ高くなって品物が足らぬという話でした。熊本のノリとアオサノリは、また天草のほうでとれる可能性があるんですが、可能性としては、沿岸にたくさん干潟域といいますか、養殖できそうな場所が遊んでると。これは、漁家の非常に大きな副収源に私はなってくる可能性があると思うんですね。こういうこの進め方、ひとつ両方有望な産品と思いますけれども、その辺の現状と今後の進め方をちょっとお聞きしたい。

○山口裕委員長 じゃあ、晩カンから、大島課長。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

河内晩カンにつきましては、160ヘクタール程度県内で栽培をされておりまして、私も、いろんなかんきつ類、かんきつ以外でも落葉果樹も含めてですけれども、季節季節で熊本の農産物が皆さんに提供できるような仕組みが一番肝要かと思っております。そういうふうにつけてずっと熊本の農産物を皆さんに提供できることで支持されていくものと考えておりますので、そういった意味合いでも、いろんな、温州から中晩カン、そういった形で取り組んでいくことで、皆さんから支持され、愛されるような果物になっていくという位置づけで、温州ミカンですとかデコポンだけでなく、中晩カン、落葉果樹、こういったものも含めて今振興させていただいておりますので、その流れの中で、引き続き頑張っていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 今の生産量と販路あたりは、どういう感じで動いているんですか。

○大島農産園芸課長 済みません。ちょっと手元に余り資料がなくてわかりませんが、販路のほうは地元を中心になんかと思っておりますけれども、ちょっと調べて後で御説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○村上寅美委員 俺が言おうたい。6,000トン、233円ぐらいじゃないかな。果実連扱いで出しているのは。勉強しとかなんたい。

○西岡勝成委員 非常に将来性のある私は果物だと思いますので、ぜひひとつ力を入れて販路拡大にも頑張ってくださいと思います。

○末松直洋委員 私は、河内晩カン10アールぐらいついているんですよ。一番端境期なんですよ。デコポンが5月、6月ぐらいまでで切れて、7月からハウスミカンが出る間

の期間、一番ミカン、かんきつ類がないときに収穫できる。実は、花が咲いて約1年ぐらい収穫までかかるんですよ、非常に。だから、その晩カンというように遅いミカンという。

私たちは、夏場は冷蔵庫に冷やしとって輪切りにしてスプーンで食べるとか、そういうやっぱりおしゃれな食べ方も今後広めていく必要もあるかと思えます。

今西岡先生のところに売ってあるのは、多分袋に入れてあるので、食べ方も何も書いてない。冷やして食べたらさらにおいしいとか、そういったおいしい食べ方の宣伝も必要だと思えます。そして、全国に発送して食べ方まですれば、さらに販路も拡大できるのではないのでしょうか。生産者からのちょっと一言でした。

○村上寅美委員 今委員がおっしゃったのは、そのとおりだけどね、それはJAがやらんたい。

○末松直洋委員 そうですね。

○村上寅美委員 それは、議会よりも、JAとか団体が積極的に売るとだけ。やっぱり宣伝も入れてな、どんどんやるように、委員長、そういうふうな指導をすりゃいいですね。

○山口裕委員長 また一度整理して、対応等々みんなで検討できればと思っております。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

ヒトエグサについてでございますけれども、委員おっしゃったとおりで、非常にいい養殖の種類、新たな養殖の種類であるというふうな認識しております。

昨年は、生産量が16トン、それから、生産

金額で初めて1億円を上回り1億1,300万、それから、平均単価につきましては7,000円を超すと、7,091円ということで、これは全て前年度を大きく上回り、生産量では11トンから16トン、それから、生産金額も6,300万であったものが1億1,300万ということでふえております。それから、単価につきましても、5,600円ほどであったものが7,000円を超したということで、地元でもモチベーションが非常に上がってきて、私たちも喜んでおるところでございます。

これにつきましては、水産研究センター、水研のほうの研究部門と、それから現場で働いております県の普及員、協力しまして品質の向上ということに取り組んできた、その一環でもあるのかなというふうに思っております。

ただ、ヒトエグサにつきましては、これまで、天然採苗、適切な時期に自然に網を張って、天然で採苗を続けてとって、そして生育をさせておりました。ですから、場所が非常に限定的ということになります。

今回、水産研究センターのほうで人工種網をつくって、これを試験的に配布して生産域をさらに広げようということで取り組みを進めております。

このように、今までやれなかったところでも生産ができるようにして生産量をさらに上げ、そして、品質管理について適切な指導を行って、質を向上させて漁家収入に結びつけたいと。

特に、ヒトエグサにつきましては、資材、投資が非常にかかりません。割かし安く参入ができる。それから、日ごろの手入れも餌をやる必要もございませんし、非常に有益であるというふうに考えておりますので、地元とともに、今後も一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 県の試験場の取り組みが非常に功を奏して、御努力いただいて種網ができたというのは、可能性を大きく広げております。そして、沿岸域というのは、遊んでいる地域が結構ありますので、栄養塩という面もあるんでしょうけれども、できれば可能性を広げて、この天草域でそういう広がりができるように努力をしていただきたいと思います。

○村上寅美委員 西岡委員の関連ですけれども、それは遠浅であれしてるけど、陸上の話ですか。海の話ですか。

○西岡勝成委員 干満で……。

○村上寅美委員 干満を利用しての話。

○西岡勝成委員 はい。

○村上寅美委員 そうすると、みお筋を掘っとかないかぬ、船が。

○西岡勝成委員 いや、みおまでは、天草はそんなに広いところはないので。

○村上寅美委員 それが1点。

それから、さっき西岡委員も言われたけれども、やっぱりこれは県のお褒めたい。水産振興課長、試験場長も来とっとだろう。非常に、おかげで最高のノリがとれてる。最高のノリがとれてるというのは、単価が——種つけあたりの指導が県の試験場でいいから、それを冷凍してるから。だから、年明けたらもうだめだというのが昔の通例だったのが、年明けてからが楽しみというぐらい種つきがいいからね。非常によくなっている。褒めよつとたい、俺は。県の試験場をね。試験場の指導によって、それぞれがもう種つけしよるけんね。ちょっと言い方は悪かばってんが。そ

ういうことだから、県の試験場の評価を高く評価したいということです。

以上です。

○山口裕委員長 ありがとうございました。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、第5回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長